

保護者のみなさまへ

市外への転出や市内転居をはじめとする次の事由が生じた場合には、給付認定内容の「取消」又は「変更」の手続きを行っていただきます。

つきましては、「給付認定事由消滅届兼給付認定内容変更届（教育標準時間認定用）」に必要事項を記載の上（交付を受けている場合は支給認定証を添付し）、幼稚園・認定こども園に御提出いただきますようお願いいたします。

1 届出書の提出が必要となる場合

(1) 利用している幼稚園等を退園する場合	
ア	市外への転出により、現在利用している幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を退園し、転入先において他の幼稚園等に入園する。
イ	市内での転居により、現在利用している幼稚園等を退園し、転居先において他の幼稚園等に入園する。
ウ	その他の理由で現在利用している幼稚園等を退園する。
	(ア) 保育所又は認定こども園（2号）に入所する。
	(イ) 新制度へ移行していない幼稚園に転園する。
	(ウ) 認可外の幼児教育施設等を利用する。
	(エ) 海外へ転出する。
	(オ) その他の理由で退園する。
(2) 現在利用している幼稚園等に継続して通園する場合	
ア	市外へ転出するが、現在通園している幼稚園等に継続して通園する。
イ	市内で転居するが、現在通園している幼稚園等に継続して通園する。
ウ	その他の変更事由が生じたが、現在通園している幼稚園等に継続して通園する。
	(ア) 現在通園している認定こども園内で認定区分が変更となる（1号→2号）
	(イ) 家族構成が変更する。
	(ウ) 氏名が変更する。
	(エ) その他の事項が変更する。

2 提出先

現在通園している幼稚園・認定こども園